

特別支援教育の推進

令和8年8月

兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課

目 次

1 令和8年度特別支援教育課 施策体系表	3
2 特別支援教育の現況	5
3 兵庫県における特別支援教育の推進	
◆連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）	
I 多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備	8
II 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における指導・支援	17
III すべての教職員の専門性の向上	23
IV 教育環境整備の推進	25
◆連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）	
I 関係機関との連携による切れ目ない支援	29
II 共生社会の実現に向けた特別支援教育に関する理解促進	33
4 『兵庫県立特別支援学校整備推進計画』の推進	35

1 令和8年度 特別支援教育課 施策体系表

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり
～「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成～

基本方針1

○ 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

特別支援教育の推進

基本方針2

○ すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる
学校・家庭・地域等の構築

多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

特別支援教育の推進

1 令和8年度 特別支援教育課 施策体系表

「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」(令和6年3月策定)に基づく、「縦横連携」の推進

連続性のある多様な学びの場における教育の充実

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

～ 縦の連携 ～

I 多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備

- 1 就学先決定の共通理解
- 2 通常の学級等における特別支援教育
- 3 交流及び共同学習

II 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における指導・支援

- 1 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育
- 2 ICTの利活用
- 3 幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校における指導体制

III すべての教職員の専門性向上

- 1 県立総合教育センターにおける研修
- 2 専門性確保に向けた取組

IV 教育環境整備の推進

- 1 特別支援学校における医療的サポート
- 2 特別支援学校の通学環境改善(スクールバス)
- 3 特別支援学校へのスクールカウンセラー等の配置
- 4 特別支援学校の整備

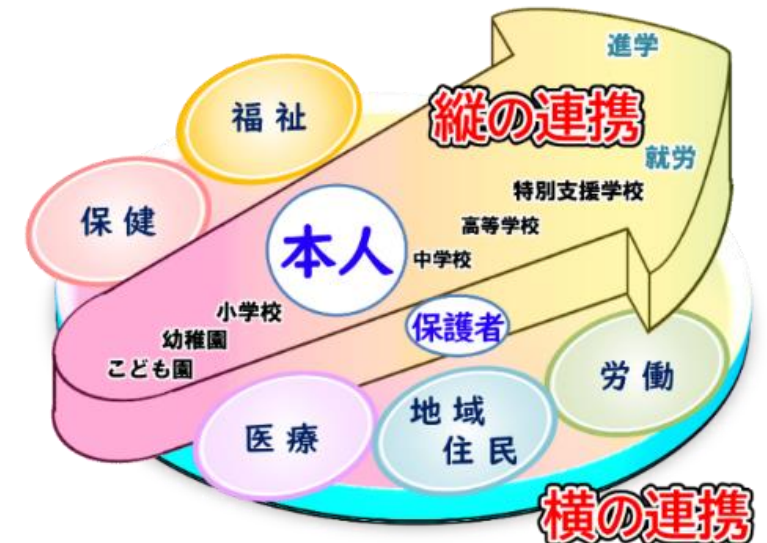
～ 横の連携 ～

I 関係機関との連携による切れ目ない支援

- 1 学校園等教育機関との連携、2 保健・福祉機関との連携
- 3 医療機関との連携、4 労働機関との連携

II 共生社会の実現に向けた特別支援教育に関する理解促進

- 1 将来につなぐ余暇活動や交流活動
- 2 県民の特別支援教育に係る理解の促進



2 特別支援教育の現況

1 障害のある子どもの学びの場(全国)

小・中・高等学校

通常の学級

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施
 ※学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高2.2%(R4文科省調査)

通級による指導

- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導
- 特別の教育課程を編成
 ✓各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能

特別支援学級(小・中)

- 小・中に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級
- 特別の教育課程を編成
 ✓障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
 ✓障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

特別支援学校

- 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校
- 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
 ✓障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
 ✓障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
 ✓知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

障害のある子ども一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする「個別の指導計画」の作成・活用が必要

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供

2 特別支援教育の現況

2 学校(学級、教室)数、幼児児童生徒数(兵庫県)

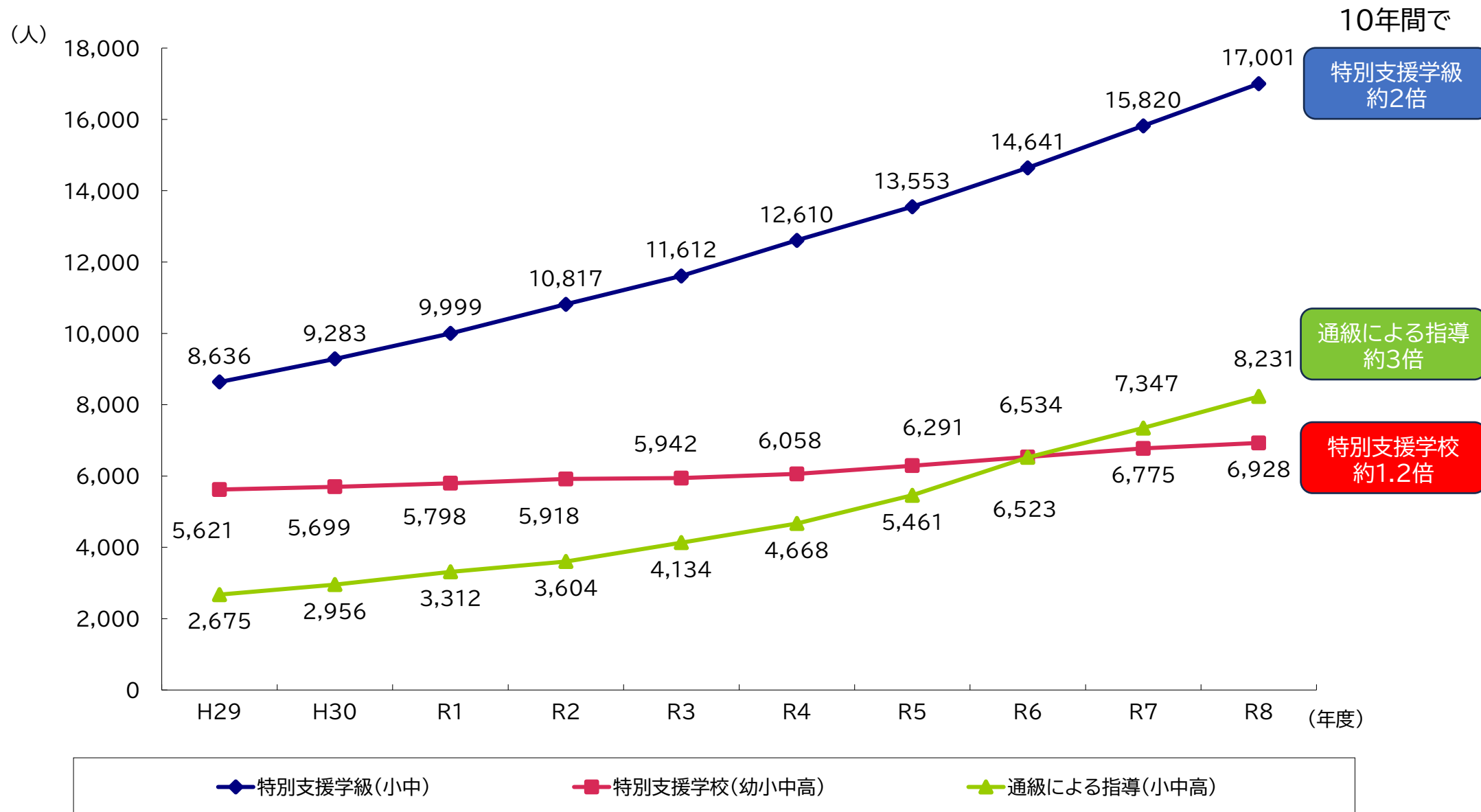
(令和8年5月1日現在)

区分		学校 (学級・教室) 数合計		障害種別									幼児児童 生徒数
				視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	LD等	
特別 支援 学校	国	1	学校 数	—	—	1	—	—					49
	県	29		1	5	26	4	2					4,875
	市	19		1	—	9	14	2					2,004
	計	49校		2	5	36	18	4					6,928人
特別 支援 学級	小学校	2,473	学級 数	14	47	990	175	39	—	1,208			12,767
	中学校	919		5	17	384	50	21	—	442			4,234
	計	3,392学級		19	64	1,374	225	60	—	1,650			17,001人
通級 による 指導	小学校	467	児童 生徒 数	—	44		—	—	273	499	1,710	3,598	6,124
	中学校	169		—	2		—	—	13	160	578	1,101	1,854
	高等学校	59		—	—		—	—	—	21	112	79	212
	県立聴覚	6			41								41
	計	701教室			87				286	680	2,400	4,778	8,231人

2 特別支援教育の現況

3 幼児児童生徒数の推移(直近10年間)(兵庫県)

(各年度5月1日現在)



3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

I 多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備

1 就学先決定の共通理解

(1) 市町教育相談等連絡協議会

毎年度初めに関係機関との連携の在り方や、実施上の課題等を協議し、市町における就学前からの教育相談・支援による適切な就学を推進

- 構成 すべての市町組合教育委員会特別支援教育担当者、教育事務所特別支援教育担当者
- 実施日 令和8年4月30日(木)
- 内容 実践発表「就学先の決定に向けた取組及び就学後の合理的配慮の提供について」、班別協議 等

(就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方)

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子供の障害の状況のみに着目して画一的に検討を行うものではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められた。

特に、その際、子供一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整備することがまずは重要である。

そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市区町村教育委員会が総合的に判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的に市区町村教育委員会が決定することとなる。

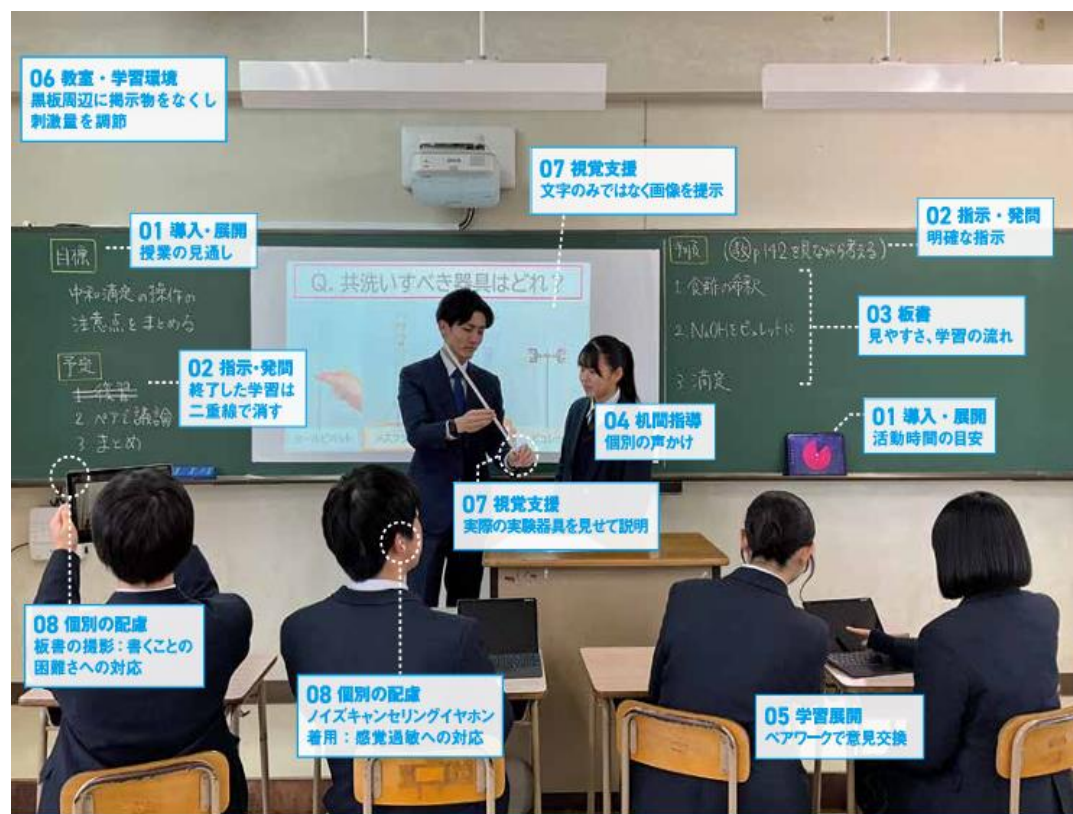
こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり、基本である。

(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」(R4)から引用)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

2 通常の学級等における特別支援教育

- ※
(1) すべての児童生徒にとってわかりやすいユニバーサルな授業づくり研修等の実施
県立総合教育センターにおいて実践的な研修を実施(研修全体はP23参照)



- 01 導入・展開
課題の明確化、教材提示、見通しの持たせ方
- 02 指示・発問
具体的な言葉、明確な指示、働きかけ
- 03 板書
見やすさ、流れ、文字の大きさ・色
- 04 机間指導
声かけ、動き方、理解状況の把握
- 05 学習展開
時間配分、個人の活動、ペアワーク
- 06 教室・学習環境
整理整頓、学習のルール、刺激量の調整
- 07 視覚支援
掲示物の工夫、具体物の活用、ICTの活用
- 08 個別の配慮
補助教材の工夫、教材の活用、個に対する支援

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学習環境整備の一例

※ 授業づくりや学級経営に特別支援教育の視点を取り入れ、発達障害等のある児童生徒が学びやすいように指導方法等を工夫改善することは、その結果として、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業につながるということ

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

(2) 小・中学校における学校生活支援教員(LD、ADHD等通級指導担当教員)の配置

LD、ADHD等の児童生徒の安定した学校生活や集団生活を支援するため、学校生活支援教員を配置(自校通級・他校通級・巡回指導)

○ 配置人数 472人 (H29年度から段階的に基礎定数化)

○ 配置人数の推移

(単位:人)

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小学校	150	221	225	275	329
中学校	76	94	104	122	143
合計	226	315	329	397	472

※神戸市を除く

(3) 高等学校における通級による指導実践研究

7,434千円(国庫)

LD、ADHD等の生徒を支援するため、拠点校への通級指導担当教員の配置(自校通級・巡回指導)を拡充し、どの高等学校に進学しても希望すれば通級による指導を受けられるような体制の整備を推進

① 研究校の指定

○ 拠点校・巡回校(高等学校)、協力校(特別支援学校)数の推移

(単位:校)

【参考】

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	H30年度
拠点校	20	21	22	22	24	9
巡回校	10	18	23	26	26	—
協力校	18	18	19	19	20	—

※市立高校を除く

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

○ 拠点校:24校(*印は担当教員複数配置校) 巡回校:26校 協力校:20校

No.	拠点校(高等学校)	巡回校(高等学校)	協力校(特別支援学校)	No.	拠点校(高等学校)	巡回校(高等学校)	協力校(特別支援学校)
1	東灘	芦屋国際中等	芦屋特支	13	西脇北*		北はりま特支
2	神戸鈴蘭台	神戸甲北 北神戸総合 須磨東	神戸特支	14	多可	加古川西	〃
3	湊川	【新】伊川谷 青雲	〃	15	播磨南	錦城	東はりま特支
4	淡路	淡路三原	あわじ特支	16	【新】三木総合	三木北	【新】のじぎく特支
5	【新】洲本実業		〃	17	姫路北	飾磨工業	姫路特支
6	西宮香風*	尼崎小田 国際	むこがわ特支	18	太子		播磨特支
7	西宮甲山		芦屋特支	19	相生産業*	赤穂	赤穂特支
8	宝塚西	宝塚 宝塚東	こやの里特支	20	千種	伊和	西はりま特支
9	阪神昆陽*	尼崎工業 神崎工業	阪神昆陽特支	21	豊岡総合	豊岡(定) 出石	豊岡聴覚特支
10	有馬	伊丹北	上野ヶ原特支	22	村岡	浜坂 香住	出石特支みかた校
11	氷上西	氷上	氷上特支	23	但馬農業		出石特支
12	篠山産業		高等特支	24	和田山	生野	和田山特支

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

② 企画会議等

会 議 名(回数)	内 容
通級による指導企画会議の開催(年2回)	地域ごとの効果的な通級による指導の推進や、通級指導担当教員の専門性の向上等について、有識者や関係者を交えて協議
地域連携協議会の開催(年4回)※7地域ごと	拠点校・巡回校及び協力校が、地域における通級による指導に係る協議、情報交換、合同研究会の企画等を実施
地域の小・中学校との合同研究会(年1回)	拠点校・巡回校及び協力校が、地域の小・中・義務教育学校の通級指導担当教員と協議、情報交換

③ 成果報告会

通級による指導を受けた卒業生やその保護者、通級指導担当教員、関係機関職員を交えたパネルディスカッションのほか、通級による指導実施校の実践発表や特別講演を実施

- 対 象 県立学校特別支援教育コーディネーター、教育事務所担当者 等
- 日 程 令和8年10月30日(金)



パネルディスカッション



実践発表

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

13

※ 3 交流及び共同学習

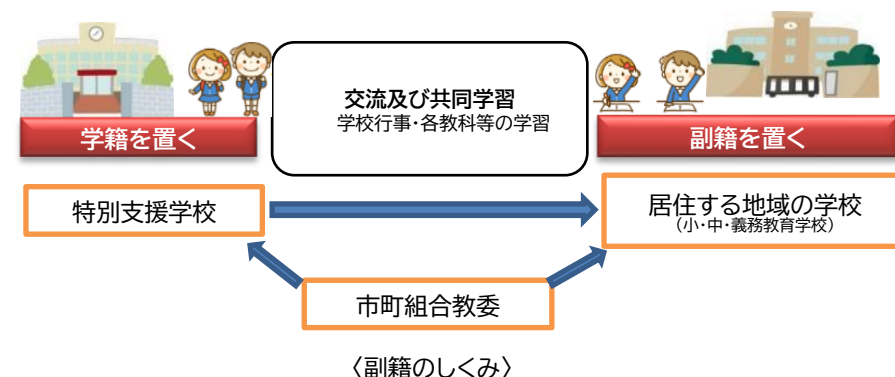
(1) 心のバリアフリー推進事業 5,338千円

※ 障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが
触れ合い、共に活動すること
(文部科学省「交流及び共同学習ガイド」(H31改定)から引用)

特別支援学校の児童生徒の自立と社会参加に向け、地域社会の一員として生きる力を育むための活動を実施

① 副籍を生かした居住地校交流

特別支援学校(小・中学部)に在籍する児童生徒が、居住する地域の学校に副籍(副次的な籍)を置き、居住地校交流を実施



② 特別支援学校と高等学校等との交流及び共同学習

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解を促進するため、県立特別支援学校と県立高等学校等の交流及び共同学習を計画的・継続的に実施

ア 交流及び共同学習担当者連絡会の開催

- 対 象 全県立特別支援学校29校
- 実施日 令和8年5月27日(水)
- 内 容 交流及び共同学習に適した単元の内容や指導方法の一層の充実に向けた研修、情報交換等

イ 交流及び共同学習研究協議会の開催

- 対 象 県立特別支援学校及び高等学校等
- 日 程 令和9年1月
- 内 容 実践発表、講演、協議 等



革製品の共同製作
(西はりま特支と龍野北高校)



パンジーの植え替え作業
(出石特支と但馬農業高校)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

③ 県立特別支援学校「絆」プロジェクト

「ひょうご教育の日」(11月1日)に合わせ、県立特別支援学校において、障害のある者と障害のない者との「絆」を深める交流活動を実施

- 対 象 全県立特別支援学校29校
- 内 容 障害者理解や多様性に関する講演会、パラスポーツを通じた交流会等、各校において企画

④ 自然体験活動、社会体験活動

キャンプ等の「自然体験活動」や、美術館・博物館等の見学、工場等の見学、生活自立に向けた体験活動等の「社会体験活動」を実施

- 対 象 公立特別支援学校の小学部高学年及び中学部の児童生徒
- 実施日数 1泊2日程度



縦割り班での野外活動
(三木市立三木特支)



屋外調理
(川西カリヨンの丘特支)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

(2)「兵庫型インクルーシブな学校運営モデル」の構築・促進

日常的な交流及び共同学習を発展的に進める学校を「兵庫型インクルーシブな学校運営モデル」として構築・促進

① 特別支援学校分教室(高等学校内)の運営

交流及び共同学習を発展的に進めるため、施設(教室)や教育課程編成上の工夫等環境の整った高等学校に設置した特別支援学校分教室を運営

○ 設置校

配置校	設置高等学校	設置年度
姫路特支分教室	姫路別所	H23～
川西カリヨンの丘特支分教室	猪名川	R6～※
阪神特支分教室	武庫荘総合	H27～

※こやの里特別支援学校分教室(H26.4月設置)から移管

○ 取 組

- ・授業で共に学習(情報、総合的な探究の時間 等)
- ・学校行事等を合同で実施(文化祭、体育祭、マラソン大会 等)

② カリキュラム・マネージャーの配置

4,590千円(国庫)

阪神特別支援学校分教室と武庫荘総合高等学校において、共に学ぶ柔軟な教育課程、交流及び共同学習の実施に係る調整を行うため、カリキュラム・マネージャー(校長OB)を配置



溶接



はんだ付け

※特別支援学校分教室(水色作業着)及び高等学校の生徒と一緒に学ぶ様子



交流体育祭 応援合戦
(姫路特支分教室と姫路別所高校)



分教室と高校との調理実習
(川西カリヨンの丘特支分教室と猪名川高校)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

③ 同一敷地内に併設した特別支援学校と高等学校の運営

阪神昆陽特別支援学校(高等部)と阪神昆陽高等学校(多部制単位制)を同一敷地内に設置(H24年度)し、両校の生徒が同じ教室や施設において共に学ぶ共同学習や、学校行事等を通じた積極的な交流を推進

○ 取 組

両校の教育課程の中に共同の学びを位置づけ、学習の形態を4つのタイプに分けて実施

タイプ	概要	教科等
タイプA	特別支援学校と高校の1年生が受講	美術 体育
タイプB	特別支援学校の生徒が高校の授業を受講	歴史総合 書道 対人援助
タイプC	高校生が特別支援学校の授業を受講	ビジネス総合
タイプD	両校生徒と近隣の高校の生徒との共同学習	地域社会への支援



特別支援学校の生徒が高等学校の生徒に清掃手順を伝える様子(タイプC)

④ インクルーシブな学校運営モデル研究協議会

379千円

「兵庫型インクルーシブな学校運営モデル」の構築・促進に向け研究協議(令和6年度から3か年)

- 構 成 8人(学識経験者、行政関係者、学校関係者)
- 回 数 年3回(5/29、9/17、令和9年1月)
- 内 容 ・兵庫型インクルーシブな学校運営モデルの構築・促進に向けた検討内容のとりまとめ
・東播磨地域における特別支援学校分教室に向け具体的検討 等

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

17

Ⅱ 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における指導・支援

1 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育

学校園で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、早期からの系統的なキャリア教育を実施

(1) キャリア教育・社会参加推進事業 21,171千円

① 特別支援学校キャリア教育推進会議

- 構成 25人(学識経験者、企業・就労支援関係者、相談機関、保護者等)
- 回数 年2回(6/16、令和9年2月)
- 内容 兵庫県特別支援学校技能検定の取組や企業・関係機関等と連携した推進方策についての協議 等

② 就職支援コーディネーターの配置

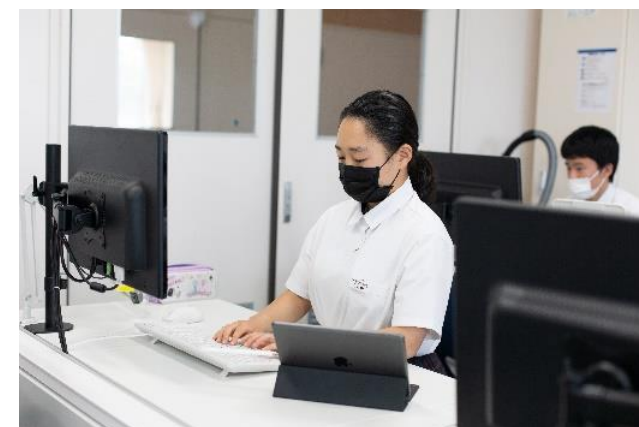
- 配置校 阪神特支分教室、西神戸高等特支、姫路特支分教室 各1名
- 内容 実習先確保、就職先の新規開拓、企業等との連携強化 等

③ 外部人材等の参画によるキャリア教育

- 実施校 全県立特別支援学校29校
- 内容 ・外部人材等の参画による授業改善
・就労先で求められる職務内容の実践的・段階的作業学習 等



「物流・品出し」での商品陳列(上野ヶ原特支)



「パソコン」の学習(西神戸高等特支)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

18

④ 新 特別支援学校キャリア教育研究開発校

- 指定校 播磨特別支援学校(職業科)
川西カリヨンの丘特別支援学校(普通科)
- 実施期間 令和8～10年度(3年間)
- 内容 学識経験者からの指導助言により、キャリア教育の現状分析とカリキュラム改善などの実践研究

⑤ 新 地域別ワークフォーラム

特別支援学校高等部の生徒や進路指導担当者を対象に障害者雇用の実情を知る機会を提供し、生徒の就労選択の可能性の幅を広げるとともに、地域別の関係機関と連携を図ることで、各学校におけるキャリア教育の改善や新規進路開拓を促進

- 日程等
 - ・令和8年10月16日(金)
姫路市総合福祉会館 (対象地域:播磨西・但馬)
 - ・令和8年12月3日(木)
西神戸高等特別支援学校 (// :神戸・播磨東・淡路)
 - ・令和9年2月3日(水)
宝塚市総合福祉センター (// :阪神・丹波)

- 内容
 - 午前:特別支援学校生徒による「しごと体験」
 - 午後:実践報告(企業採用担当者、ハローワーク等就労支援機関)、グループディスカッション 等



しごと体験の様子(企業とオンラインで通信)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

⑥ 兵庫県特別支援学校技能検定

- 実施校 県立特別支援学校28校
(高等部を設置するすべての県立特別支援学校)
- 実施分野 喫茶サービス(接客)、ビルクリーニング(清掃)、物流・品出し(商品陳列)、パソコン(事務補助)
- 内 容 ・生徒が実践的・段階的作業学習で身に付けた技能等を審査評価し、
公的に証明する認定証(1～10級)を交付
・会場校の検定に加え、校内検定を実施する学校にも対応
- 検定部門別実施内容

部 門	種目数	月 日	会 場	受検申込者数
喫茶サービス	1	7/27 他5日	芦屋特支 他5会場	147人
ビルクリーニング	3	7/24 他5日	姫路しらさぎ特支 他5会場	478人
物流・品出し	1	7/24 他5日	赤穂特支 他5会場	133人
パソコン	3	学校ごとに設定	各 校	880人
合計		18日	18会場(パソコン除く)	1,638人

注 受検申込者数は、延べ人数を記載



ビルクリーニング部門



喫茶サービス部門



物流・品出し部門

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

20

〔参考〕技能検定部門別認定数(R7実績 延べ人数)

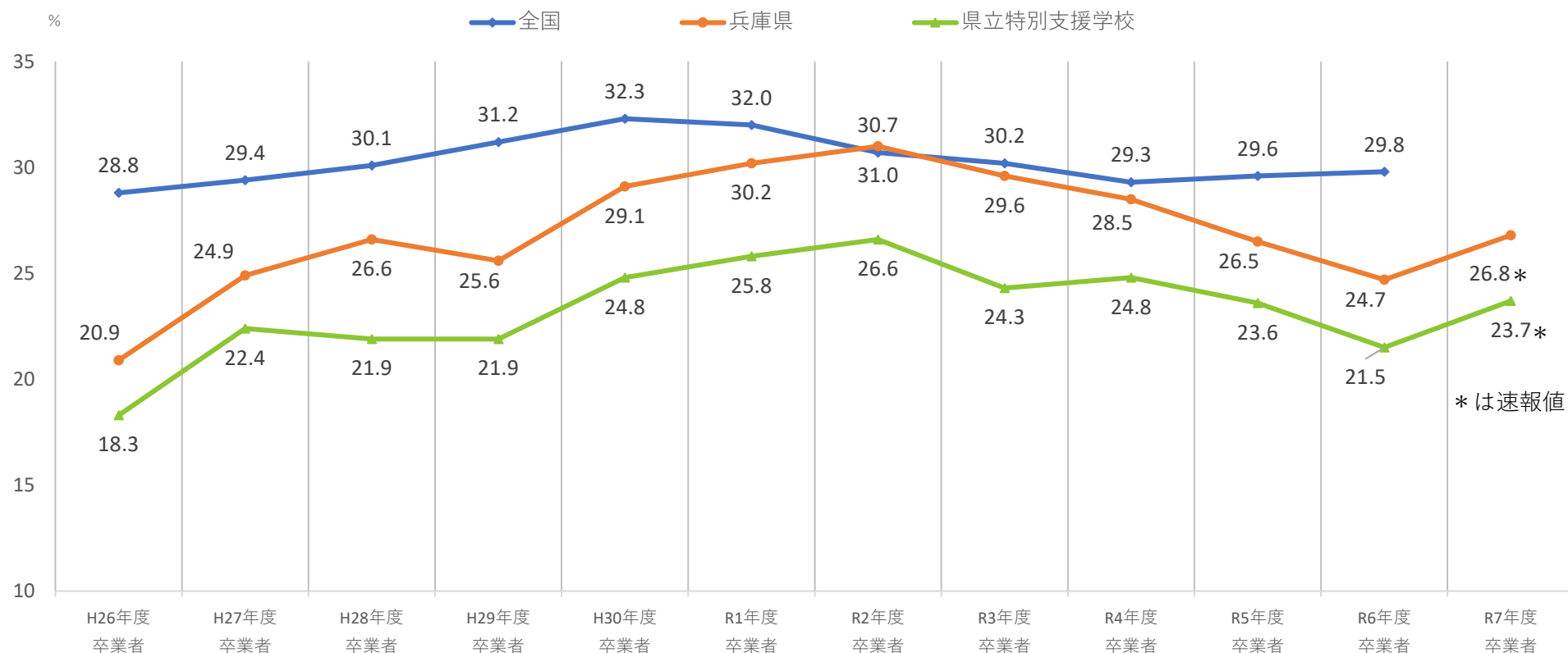
部 門	種目数	1級	2級	3級	4級	5級	6～10級	合計
喫茶サービス	1	24	27	29	20	9	19	128
ビルクリーニング	3	26	70	98	94	54	63	405
物流・品出し	1	22	30	51	22	11	10	146
パソコン	3	67	132	133	168	156	213	869
合計		139	259	311	304	230	305	1,548

〔参考〕県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況(R7実績)

卒業生数	進 学 者		専修学校 訓練校等	就職者	社会福祉施設等 入所・通所者	在 宅 その他
	大 学	専攻科				
768人	(0.7%) 5人	(0.1%) 1人	(3.0%) 23人	(26.8%) 206人	(65.9%) 506人	(3.5%) 27人

注 上段は全体に占める割合、下段は人数

〔参考〕特別支援学校高等部卒業者の就職率の推移【学校基本調査】



3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

21

2 ICTの利活用

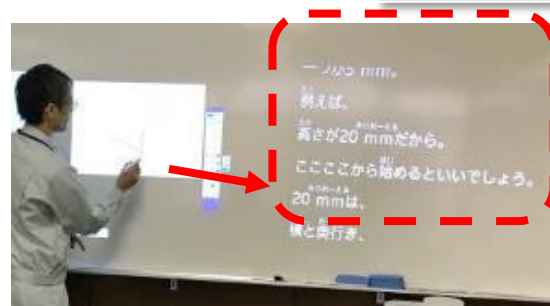
障害の状態や特性等に応じたきめ細かな指導・支援や、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会を提供

(1) 障害の状態や特性等に応じたICTの効果的な活用

障害種別	指導・支援のための機器(例)
視覚障害	拡大読書機器、点字プリンタ
聴覚障害	音声を文字化する「音声認識ソフト」
肢体不自由	視線で文字選択・入力し、意思伝達を図る「視線入力装置」
知的障害	マウス操作が難しい場合の「ボタンマウス」



拡大読書機器



音声認識ソフト



視線入力装置



ボタンマウス

(2) 特別支援学校高等部DX加速化推進事業(DXハイスクール) 9,000千円(国庫)

障害のある生徒の自立と社会参加に向け、最新のICT機器を活用し、企業等と連携した学びを推進

- 対象校 高等特支、氷上特支、和田山特支の高等部
- 取組例

学校名	内 容
高等特支	木工や陶工などの作業学習において、「高性能レーザー加工機」を用いた高度な制作活動を実施
氷上特支	市内の事業所と連携し、「3Dプリンタ」を活用して福祉補助具等の商品を製作
和田山特支	「遠隔操作ロボット」を活用し、企業と連携した在宅ワーク体験を実施



レーザー加工機を用いた製作活動(高等特支)

3 兵庫県における特別支援教育の推進

連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

22

3 幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校における指導体制

(1) 校園内支援体制

※1

各校において組織的な対応が図られるよう、校園内支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育に係る校園内支援体制の機能充実を推進

※1 各校園における特別支援教育の推進のため、主に、校園内委員会・校園内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。教員の中から校園長が指名する。

(2) 個別の教育支援計画 ※2 、個別の指導計画 ※3

① 作成・活用の推進

学習指導要領等に基づき、特別支援学級や通級による指導を受けるすべての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努力

※2 学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画

※3 障害のある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画

② 引継ぎの推進

※4

保護者の同意を得て、進級や進学にあたってサポートファイルや個別の教育支援計画、個別の指導計画の適切な引継ぎを進めることで、当初から適切な配慮が受けられる体制づくりを推進

特に、高等学校への引継ぎについては、地域や学校によりその取組が異なることから「中・高連携シート」等を活用し、全県で切れ目ない支援を推進

※4 乳幼児期から学齢期、就労期までの縦の連携、及び保健、医療、福祉、就労等の横の連携を図ることにより、発達障害児等への一貫した支援を行うことを目的として、発達障害児等の情報が時系列に集積されたファイル

中学校と高等学校の連携を図った 特別支援教育の推進

～ガイドライン・連携シート等の効果的な活用による
中学校から高等学校への確実な引継ぎ～

県では、中学校から高等学校への特別な教育的支援の引継ぎにおいて、必要な情報を確実に引き継ぎ、対象生徒が進学当初から適切な配慮が受けられる体制づくりを目指しています。通学区域が拡大したことなどから、地域や学校によって取組が異なる状況にあるため、このたび「中学校・高等学校連携シート」を活用した引継ぎの仕組みを示し、全県で切れ目ない支援を目指すことになりました。

引継ぎを確実に進めるポイント

中学校と高等学校との連携 (共通理解)

- 引継ぎ方法の共通理解
- 効果的な配慮事項の共通理解

校内・地域の支援体制の構築 (組織的な取組)

- 校内委員会による生徒の実態把握と支援検討
- 特別支援学校のセンター的機能の活用など地域における支援体制の構築

保護者への働きかけ (理解啓発)

- 引継ぎの目的、有効な活用方法についての理解を促し不安や誤解を取り除く
- 個人情報等の取り扱いについての説明

「平成30年度兵庫県教育委員会が実施した調査結果」に基づき作成された「中学校・高等学校連携シート」の活用について、全県で切れ目ない支援を目指すことになりました。

平成30年3月
兵庫県教育委員会

中学校と高等学校の引継ぎ
リーフレット(H30.3)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

23

Ⅲ すべての教職員の専門性向上

※県立教育研修所と県立特別支援教育センターを統合し、「県立総合教育センター」を設置(令和6年4月)

1 県立総合教育センター※における研修

兵庫県教員資質向上指標に基づき、基礎的・専門的研修を幅広く実施

(1)担当者研修、年次研修※原則、対象者全員が受講する研修

(2)選択研修

	講座名	講座数 (回数)	対象者	R8受講 計画人数
担当者研修	(小中)特別支援教育コーディネーター講座	1(2)	小中学校特別支援教育コーディネーター、 市町組合教育委員会、教育事務所、 学校問題解決チーム学校支援専門員	150
	(高)特別支援教育コーディネーター基礎講座	1(1)	高等学校の特別支援教育コーディネーター (1年目)	160
	(高)特別支援教育コーディネーター実践講座	1(1)	高等学校の特別支援教育コーディネーター (2年目以降)	
	(特)特別支援教育コーディネーター育成講座	1(2)	特別支援学校の次世代特別支援教育 コーディネーター	42
	(特)自立活動推進担当実践講座	1(2)	各校で自立活動を中心的に推進し ている特別支援学校教員	42
	新任特別支援学級担当研修(各種別)	8(24)	はじめての特別支援学級担当教員	560
	(小中)通級指導担当研修	1(2)	はじめての通級指導担当教員	180
	(高)通級指導担当研修	1(2)	通級指導担当教員、巡回校、協力校	80
年次研修	初任者研修	1(22)	特別支援学校新規採用教員	114
	教職経験者(2年次)研修	1(4)	特別支援学校採用2年目の教員	105
	教職経験者(3年次)研修	1(2)	特別支援学校採用3年目の教員	100
	教職経験者(5年次相当)研修	1(1)	特別支援学校採用4～6年目の教員	—
	中堅教諭等資質向上研修	1(10)	特別支援学校採用11年目の教員	91
	教職経験者(15年次相当)研修	1(1)	特別支援学校採用12～15年目の教員	—
	兵庫県教員20年次研修	1(1)	特別支援学校採用20年目の教員	—
	計	22(77)	計	1,624人

講座名	講座数 (回数)	対象者	R8受講 計画人数
<課題教育> ・キャリア教育推進講座	1(1)	特別支援 学校教員	42
<特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応> ・障害のある子どもを持つ保護者につながる支援 ・発達障害の特性理解と具体的な指導・支援方法 ・インクルーシブ教育システムの推進に向けた合理的配慮の提供 ・ICTを活用した障害特性に応じた指導・支援の工夫 ・すべての児童生徒等に分かりやすいユニバーサルな授業 づくり ・発達障害のある子どもの進路指導 等	12 (15)	幼・小・ 中・高・特 の教職員	1,100
計	13 (16)	計	1,142人

(3)サポート研修(出前授業)

研修名	回数 (R7実績)	対象	参加人数 (R7実績)
学校等からの要請に応じた 訪問研修	23	幼・小・中・高・特の教職員、 市町組合教育委員会担当者 等	1,685人

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

2 専門性確保に向けた取組

(1) 学校園の中核となる人材育成のための専門性向上研修等

① 教員長期研修派遣

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、指導力と資質の向上を図るため、教員を大学、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(「特総研」)に派遣

- 対 象 公立学校教員で、原則として教職経験年数3年以上
概ね50歳未満の者
- 人 数 8人
- 派遣先 神戸大学、大阪教育大学、京都教育大学、特総研
- 期 間 1年間(特総研は2ヶ月)

② 地区別学校経営研究協議会

すべての管理職が、特別支援教育に係る校内支援体制の充実に向けリーダーシップを発揮できるよう、管理職研修会を実施(R8年度は小・中学校の教頭を対象)

※対象を「校長」と「教頭」とし、隔年で実施(教育事務所単位で実施)

③ 学級経営(特別支援教育)研究会

各教育事務所管内における特別支援教育に係る課題や小・中学校の特別支援学級の経営について協議するため、地域別の研究会を開催

- 対 象 公立小・中学校の特別支援学級担当教員 等
- 時 期 令和8年6月～令和9年1月
- 会 場 県下6地区(教育事務所ごと)

④ 特別支援学校教務担当者等研究協議会

特別支援学校学習指導要領についての理解を深め、教育課程の編成や実施上の課題等について協議するため、研究協議会を開催

- 対 象 特別支援学校の管理職・教員、市町組合教育委員会担当者 等
- 日 程 令和8年11月

(2) 特別支援学校教員の当該障害種別免許状保有率の向上に向けた取組等

- 免許状保有率 89.3%(令和7年度、隔年調査) 【参 考】全国平均86.7%
- 県主催認定講習の実施
 - ・科 目 7科目(特別支援教育基礎論、障害児の心理・指導法 等)
 - ・定員総数 650人(令和8年度)
- 免許保持者の採用促進
 - 教員採用試験における「特別支援学校」枠での募集(令和9年度 110人)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

IV 教育環境整備の推進

1 特別支援学校における医療的サポート

(1) 特別支援学校医療的サポート推進事業 157,845千円(一部国庫)

日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう、県立学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに、看護師を配置

ア 運営協議会の開催

- 構成 学識経験者、教育・医療・行政経験者、保護者代表 等
- 回数 年2回(5/14、令和9年2月)
- 内容 ・関係機関と連携した医療的ケア実施体制の充実
・「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」の改訂
・「医療的ケア児通学支援マニュアル」の改訂 等

イ 看護師の配置

- 対象 対象幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校21校
- 対象人数 59人
- 配置人数 延べ105人
- 内容 たんの吸引、経管栄養、気管切開部の管理、酸素吸入 等

(2) 看護師等研修会

学校で医療的ケアを実施する看護師等について、学校現場で多職種が協働するための研修を実施

- 対象 県立学校に配置する看護師、養護教諭、管理職 等(市町立学校に勤務する看護師等含む)
- 回数 年2回(7/17、12/24)
- 内容 ・医師、看護師等による講演
・多職種連携に向けた協議 等

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

26

(3) 新 医療的ケア児への通学支援事業 23,284千円(一部国庫)

医療的ケア児の登下校の保護者負担を軽減するため、福祉車両等に同乗する看護師を県立特別支援学校に配置

ア 運営協議会

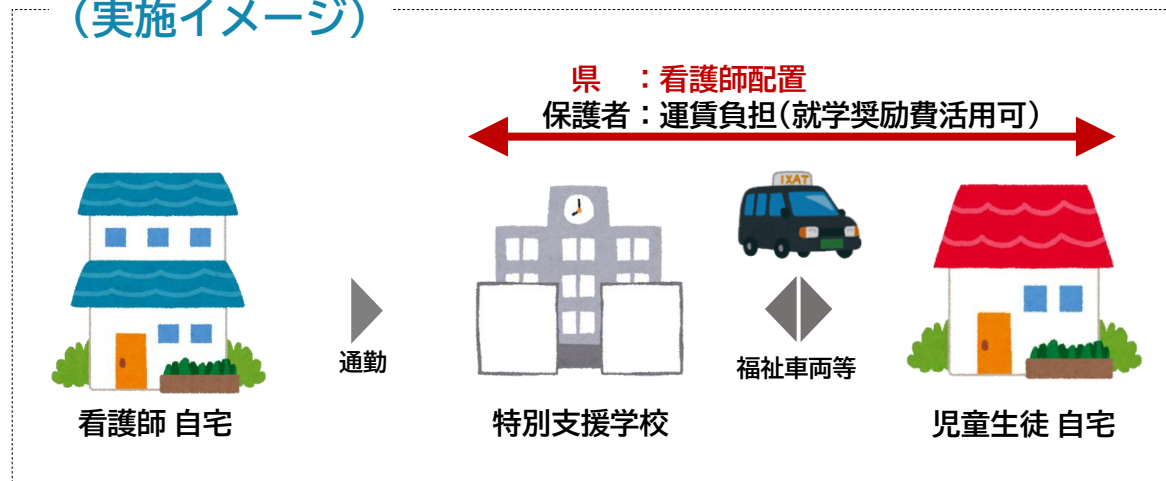
- 構成 学識経験者、教育・医療・行政関係者、保護者代表等
- 回数 年2回(8/20、令和9年1月)
- 内容 ・通学時における安全・安心な医療的ケアの実施体制
・関係機関・関係者の協働体制 等

イ 通学支援実施校等による情報交換等連絡会

ウ 今年度から通学支援を希望する対象児童生徒数

- 9校 15名(R8.7月現在)

(実施イメージ)



登校の様子(和田山特支)

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

27

2 特別支援学校の通学環境改善(スクールバス) ※令和6年度から

特別支援学校通学支援検討委員会の提言(令和5年度)を踏まえ、特別支援学校のスクールバスにおける長時間乗車の改善や児童生徒及び保護者等の負担を軽減するための対策を実施

(1) 最長乗車時間の短縮(90分→75分)

- 内 容 ・スクールバスの増車(いなみ野特支、姫路しらさぎ特支、西はりま特支、出石特支、のじぎく特支)
・高速道路の利用(姫路特支)

(2) 保護者等の負担軽減

- 内 容 スクールバス位置情報確認サービス(アプリ)の導入

3 特別支援学校へのスクールカウンセラー等の配置

(1) スクールカウンセラー等外部専門家の配置

特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修(校内研修)を実施

- 対 象 校 全ての県立特別支援学校
- 派遣回数 高等部のみの特別支援学校4校:2回程度/月
上記以外の特別支援学校 :1回程度/月
※状況に応じて緊急時派遣を実施

(2) スクールロイヤーの配置

県立学校に寄せられる様々な要望・問題に対し、直接スクールロイヤーから法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

4 特別支援学校の整備

5年ごとの特別支援教育の方向性を示す『兵庫県特別支援教育推進計画』を補完し、『県立特別支援学校における教育環境整備方針』の狭隘化対策、老朽化対策をさらに推進するため、『兵庫県立特別支援学校整備推進計画(R8.2月)』を策定

(1) 計画内容

①狭隘化対策 (老朽化対策を含む)	・ 県立知的障害特別支援学校の在籍者数は引き続き増加する見込みであること、また、築後50年を迎える校舎等の老朽化が進んでいることから、狭隘化対策及び老朽化対策(現地改築又は移転改築)を実施 ・ 学校の統廃合が今後進むため、基本的には学校跡施設を活用することを前提とし、県有地が無い場合は、通学区域内の地元市町に対し、活用可能な施設・敷地の提供を依頼
②兵庫型インクルーシブな学校運営モデルの構築・促進	・ 兵庫型インクルーシブな学校運営モデルの構築に向け、令和7～8年度において外部有識者による協議(令和8年度までにソフト面や必要となるハード整備内容を検討)

(2) 今後の具体的取組

本計画をロードマップとし、条件が整った取組から順次、整備を具体化

①狭隘化対策(老朽化対策を含む)※整備中(P35～39)を除く

- 神戸特別支援学校の移転改築
- 阪神、中播磨地域における狭隘化対策

②兵庫型インクルーシブな学校運営モデルの構築・促進

- かこがわ清流特別支援学校の分教室(東播工業高等学校内)の設置



3 兵庫県における特別支援教育の推進 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

29

I 関係機関との連携による切れ目ない支援

1 学校園等教育機関との連携

(1) 特別支援学校のセンター的機能 (地域における特別支援教育のセンターとしての機能)

① 6つの機能

- ・小・中学校等の教員への支援機能
- ・特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ・保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整機能
- ・小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

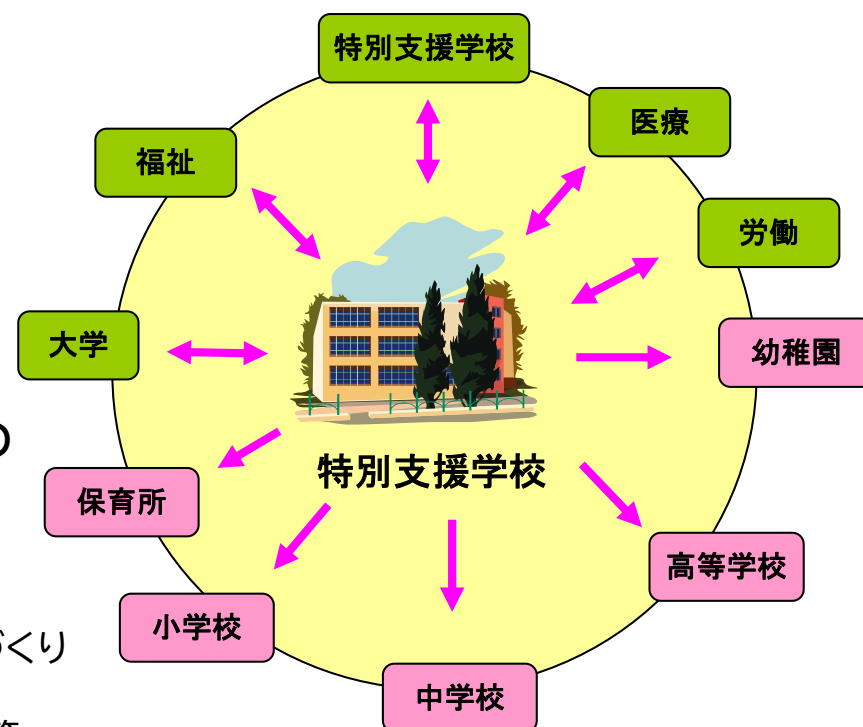
② 相談件数

延べ9,341件(R7実績)

(2) 広域特別支援連携協議会

(県レベルにおける、教育、福祉、医療、労働等の関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワーク)

- 構成 27人(学識経験者、関係機関、教育関係者等)
- 日程 令和9年2月
- 内容
 - ・関係機関の連携による切れ目ない相談・支援体制づくり
 - ・サポートファイル及び個別の教育支援計画の活用
 - ・支援の主体が替わる就学移行期の引継ぎの在り方等
- 関連会議
 - ①市町レベル 市町特別支援連携協議会(市町ごとに実施)
 - ②地域レベル 地域特別支援連携協議会(教育事務所ごとに実施)



3 兵庫県における特別支援教育の推進 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

30

(3) 県立総合教育センターにおける教育相談等 6,181千円

① 教育相談

- 相談員 11人(専門分野:児童精神科3人、小児科2人、教育心理学2人、心理学2人、教育学2人)
- 内 容 ・就学等に関する情報提供、指導助言、発達検査の実施
・LD、ADHD等に関する相談・支援 等
- 設置場所 心の教育推進センター(県立総合教育センター内)
- 相談方法 来所・オンライン・電話による面談
- 相談件数 176件(R7実績 のべ件数)
- その他 ひょうご発達障害者支援センター及び県立こども発達支援センター等との連携

② 「ひょうご専門家チーム」

- 構 成 LD、ADHD等に関する専門知識を有する教育・医療・心理関係者
- 派遣件数 9件(R7実績)
- 派遣内容 困難事例について、学校園及び市町組合教育委員会からの要請により、専門家チームを派遣し
教員等へ指導助言

(4) 各教育事務所「学校問題サポートチーム」

特別支援教育や生徒指導等の学校運営上の諸課題に対し、教育事務所長のリーダーシップの下、効果的・機動的に支援

- 配置場所 教育事務所(6ヶ所)
- 構 成 チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー(臨床心理士等)、
スクールソーシャルワーカー(社会福祉士等)、弁護士、精神科医、
メンタルヘルスアドバイザー 等

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

2 保健・福祉機関との連携

(1) 早期からの一貫した切れ目ない教育相談・支援体制

乳児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと地域で切れ目なく支援を受けられるよう、保護者や保健・福祉等の関係機関との連携を推進

①「教育・家庭・福祉の連携マニュアル～児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル～」を活用した指導・支援の充実

学校・家庭・福祉(放課後等デイサービス事業所等)の連携による一貫した支援を推進

○ 内 容 「連携マニュアル」の周知及び積極的活用の推進

(連携に係る県の方針)

①安心・安全性

- ・児童生徒の引き渡しや訪問のルール等を決める
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する

②一貫性

- ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する

③合理性

- ・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解に基づく連絡・連携体制等を整備する

② 聴覚支援センター(県立聴覚特別支援学校内)による早期からの難聴児支援

聴覚支援センターにおいて、難聴児に対する相談をワンストップで受け止め、早期からの適切な支援を推進

- | | |
|-------|--------------------------|
| ○ 会 議 | 兵庫県聴覚障害児支援協議会(福祉部主催) |
| ○ 構 成 | 医療・保健・福祉・保育・教育行政・学校関係者 等 |
| ○ 回 数 | 年2回程度 |
| ○ 内 容 | 聴覚障害児及びその家族への支援 等 |

教育・家庭・福祉の連携マニュアル

～児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル～



令和3年3月

兵庫県教育委員会

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

32

3 医療機関との連携

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、安心して学校園で学ぶことができるよう、また、保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校園における医療的ケアの実施体制を整備

- (1) 特別支援学校医療的サポート推進事業の実施【再掲】 157,845千円(一部国庫)
- (2) 医療的ケア児への通学支援事業【再掲】 23,284千円(一部国庫)
- (3) 看護師等研修会の実施【再掲】

4 労働機関との連携

障害のある生徒等の自立と社会参加に向け、個々のニーズに応じた進路実現をめざすため、企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携した相談・支援体制の整備及び企業や保護者等への理解促進

- (1) 特別支援学校キャリア教育推進会議の開催【再掲】
- (2) 就職支援コーディネーターの配置【再掲】
- (3) 企業関係者等への理解促進

企業等への理解啓発とともに、生徒の多様なニーズにマッチする就労体験先の開拓

○ 内 容

- ・技能検定に関するチラシを県経営者協会等に配布
- ・技能検定の広報動画を作成し、企業関係者に周知
- ・全国障害者雇用協会や中小企業家同友会等と連携した企業説明会や学校見学会、「しごと体験会(地域別ワークフォーラムを含む)」を開催



3 兵庫県における特別支援教育の推進 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

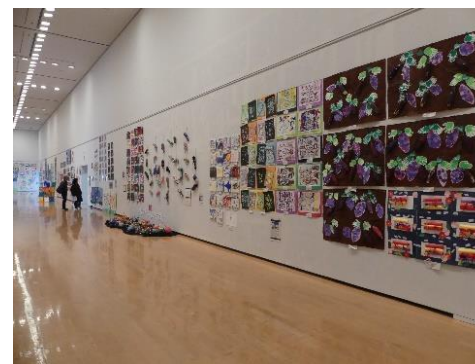
Ⅱ 共生社会の実現に向けた特別支援教育に関する理解促進

1 将来につなぐ余暇活動や交流活動

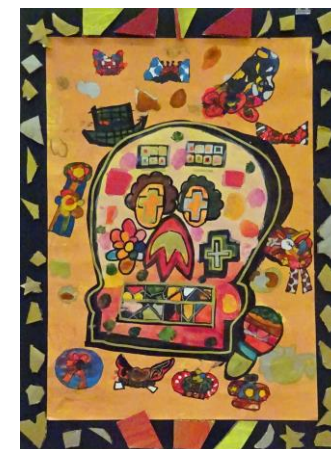
(1) みんなのアート展(兵庫県特別支援学校等作品展)

県内の特別支援学校の幼児児童生徒が、多彩な才能を発揮する機会とするとともに、県民に特別支援教育への理解啓発を促進するため、第22回となる「みんなのアート展」を開催

- 会 期 令和8年12月9日(水)～13日(日)
- 会 場 県立美術館ギャラリー棟
- R7実績 ・出品点数2,239点(絵画、彫刻、陶芸、書道、工芸等)
・来場者数 985人



「みんなのアート展」会場の様子



第21回「みんなのアート展」兵庫県知事賞
「キラベラ」

(2) 青空市場(県立特別支援学校高等部作品販売会)

作業学習等で生徒が作成した作品を販売する活動を通して、特別支援学校における教育活動についての県民の理解促進

- 日 程 令和8年11月13日(金)
- 会 場 デュオドーム(JR神戸駅より徒歩1分)
- R6実績 ・参加校数 県立特別支援学校4校
・来場者数 650人



「青空市場」会場の様子

3 兵庫県における特別支援教育の推進 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

34

2 県民の特別支援教育に係る理解の促進

(1) 第3回特別支援教育フォーラム・キャリア教育発表会

特別支援教育についての理解と認識を深めてもらう機会として開催。障害のある児童生徒が、学習活動全般において主体的に他者と関わり経験したことや成長したこと等の発表を通じて、表現力、創造力等を養う。

- 日 程 令和8年11月14日(土)
- 場 所 デュオドーム(JR神戸駅より徒歩1分)
- 対象者 保護者、教員、一般の方
- 内 容
 - ・有識者による基調講演
 - ・キャリア教育ピッチ(生徒がキャリア教育に関する学習活動で成長したことや、将来の夢、目標などを発表)
 - ・パネルディスカッション(学識経験者、学校関係者、保護者、卒業生等)



「作品展示及び学校紹介」(東はりま特支)



「基調講演での手話ダンス」



パネルディスカッションの様子

(2) 生徒によるカフェの運営等、地域に開かれた取組

※
地域や関係者の方々に気軽に来てもらえるカフェなどの運営を通して、キャリア教育等で培ってきた成果を発揮するとともに、地域コミュニティの活性化に貢献

※カフェを運営する県立特別支援学校

- ・実施校: 阪神特支分教室、川西カリヨンの丘特支、かこがわ清流特支
- ・今後運営予定: いなみ野特支、とよおか特支(仮称)



生徒によるカフェの運営(川西カリヨンの丘特支)

4 『兵庫県立特別支援学校整備推進計画』の推進

(1) 東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策

5,112,889千円(一部国庫)

東播磨地域における在籍児童生徒数の増加を見据え、3校の整備による狭隘化対策を実施するとともに、通学区域を再編

① いなみ野特別支援学校の建替

- 所在地 加古郡稲美町国安
- 整備内容 現校舎を解体し、新校舎に建替(R9年度供用開始)
- 受入規模 350人
- 総事業費 約81億円
- 主な特徴
 - ・グラウンドや中庭に開かれた教室配置
 - ・障害者アート等が展示できるスペースや、地域交流スペースの設置
 - ・余裕のあるバス乗降スペースの確保 等



いなみ野特別支援学校校舎完成イメージ

② 東はりま特別支援学校の増築

- 所在地 加古郡播磨町北古田
- 整備内容 校舎を増築(R9年度供用開始)
- 受入規模 330人
- 総事業費 約10億円
- 主な特徴
 - ・既存校舎を遮らない校舎配置
 - ・昇降口や廊下に障害者アート等が展示できるスペースの設置
 - ・雨天時等を考慮したバス乗降スペースの確保 等



東はりま特別支援学校校舎完成イメージ

4 『兵庫県立特別支援学校整備推進計画』の推進

③ かこがわ清流特別支援学校の整備

- 所在地 加古川市平荘町(小学校跡施設の活用)
- 開校時期 令和8年4月(高等部開設)
令和9年4月(小・中学部開設)
- 障害種別 知的障害(小・中・高等部)
- 整備内容 現校舎の改修(R8年度供用開始)、
校舎を新築(R9年度供用開始)
- 受入規模 170人
- 総事業費 約40億円
- 主な特徴
 - ・既存校舎を活かした校舎配置
 - ・土地造成により高低差を解消し、正門からのアプローチを改善
 - ・障害者アート等が展示できるスペースがあるエントランスホール
 - ・地域交流室やカフェスペースの設置 等



かこがわ清流特別支援学校の校舎(写真右)、体育館(写真左)



エントランスホール(アートギャラリー)



カフェスペース

4 『兵庫県立特別支援学校整備推進計画』の推進

(2) 豊岡聴覚特別支援学校・出石特別支援学校の発展的統合 2,655,407千円(一部国庫)

① とよおか特別支援学校(仮称)の整備

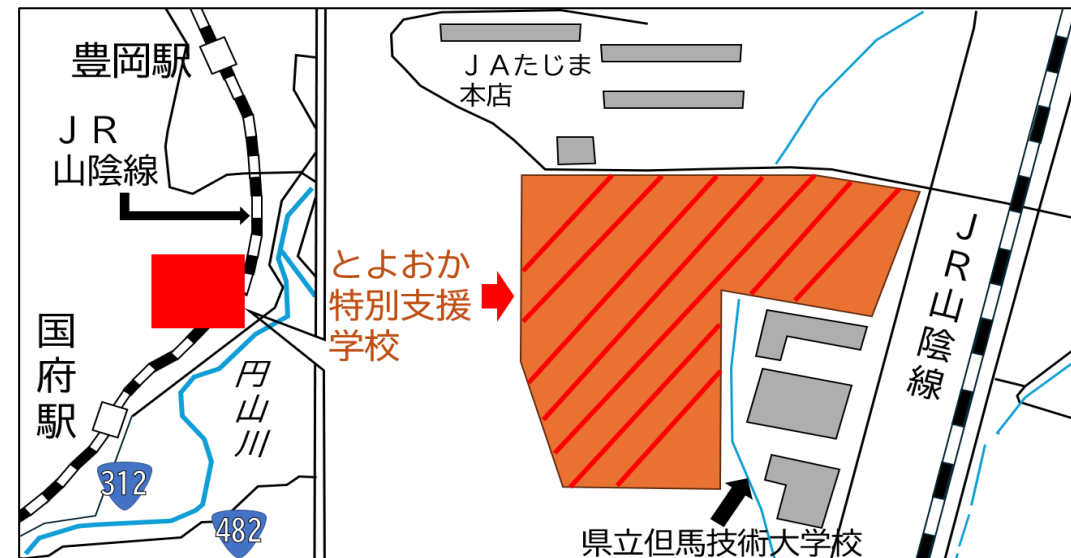
但馬地域における保育相談部から高等部までの聴覚障害教育及び小学部から高等部までの知的障害教育の一貫した教育支援体制の充実を図るため、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校を発展的に統合し、但馬地域に新たな特別支援学校を整備

○ 学 校 名	とよおか特別支援学校(仮称) ※条例改正案を上程予定(9月議会)
○ 所 在 地	豊岡市九日市上町
○ 開 校 時 期	令和9年4月(予定)
○ 障 害 種 別	聴覚障害(保育相談・幼・小・中・高等部)、知的障害(小・中・高等部)
○ 受 入 規 模	90人
○ 総 事 業 費	約50億円
○ 整 備 内 容	校舎新築(寄宿舍含む)



とよおか特別支援学校(仮称)校舎完成イメージ

<学校所在地>



4 『兵庫県立特別支援学校整備推進計画』の推進

① とよおか特別支援学校(仮称)の整備

○ 主 な 特 徴

- ・芸術文化観光専門職大学との交流ができる多目的室の設置
- ・農園や野外交流広場の整備
- ・障害者アート等が展示できるエントランスホールの設置
- ・カフェスペースの設置 等



多目的室



エントランスホール

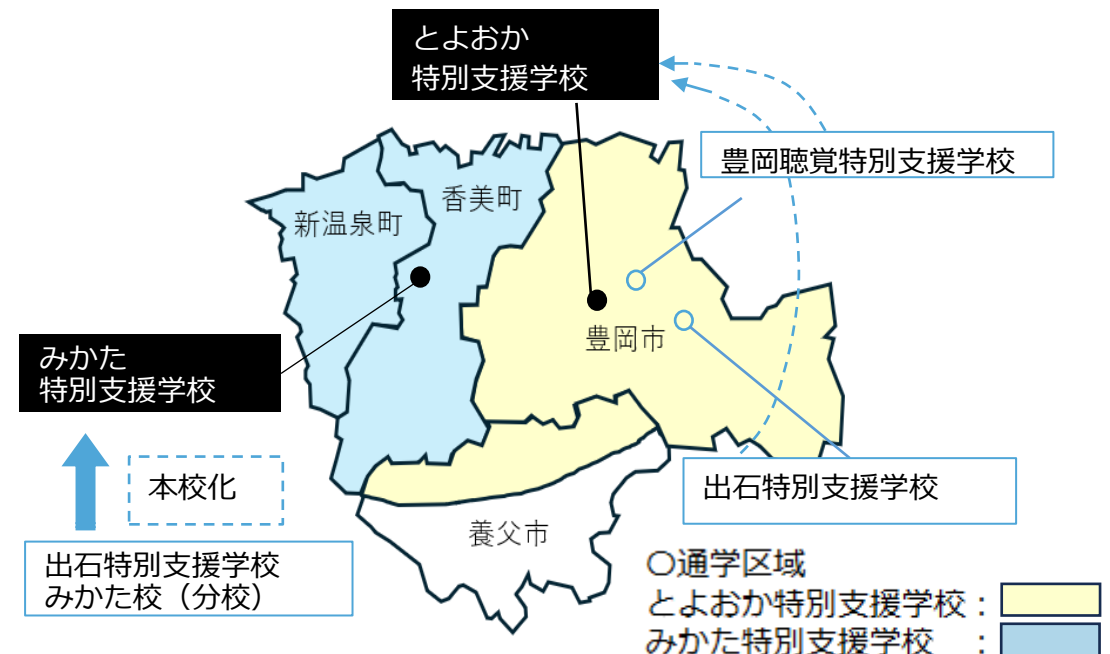
② 出石特別支援学校みかた校(分校)の本校化

地域における特別支援教育に対する期待を踏まえ、分校の学校管理体制を強化するため、分校を独立(本校化)

- | | | |
|-----------|---------------|-------------------|
| ○ 学 校 名 | みかた特別支援学校(仮称) | ※条例改正案を上程予定(9月議会) |
| ○ 所 在 地 | 美方郡香美町村岡区川会 | |
| ○ 開 校 時 期 | 令和9年4月(分離独立) | |
| ○ 障 害 種 別 | 知的障害(小・中・高等部) | |
| ○ 通 学 区 域 | 美方郡(香美町、新温泉町) | |



出石特別支援学校みかた校



4 『兵庫県立特別支援学校整備推進計画』の推進

(3) 北はりま特別支援学校の分校整備

62,226千円

北はりま特別支援学校の狭隘化対策として、小学校跡施設を活用し、分校を整備

- 所在地 加東市上三草(小学校跡施設) ※加東市から土地は無償貸与、建物は無償譲渡(予定)
- 開校時期 令和11年4月
- 障害種別 知的障害(小・中学部) ※高等部生徒は本校に通学
- 受入規模 40人
- 通学区域 加東市
- 総事業費 約10億円



旧加東市立三草小学校(令和7年3月閉校)

<学校所在地等> ※本校の通学区域は水色





兵庫県